

豊川市男女共同参画推進条例

☆ 制定 ☆ 4月1日施行

..制定までの動き..

2008/2/27 2008年度 豊川市市議会第 回定例会 (3月定例会)

市議会ホームページトップ <http://www.city.toyokawa.lg.jp/munic/shigikaiindex.html> をあけ、
右下の会議録検索システムをクリックすると過去の市議会逐語記録をよむことができます。

質問：男女共同参画条例制定について（野中泰志議員・安間寛子議員）

答弁：山脇市長 『マニフェストに載せた。必ず実施したい。まちづくりへの市民参加について、
男女が共同で参画をすること、すなわち、行政の、平等を基本とした男女共同参
画条例の制定も、広い意味での協働の推進施策と考える。』

大林企画部長・神谷生活活性部長

『2008年度中に男女共同参画懇話会で検討し、2009年4月に施行』

8月～12月 豊川市男女共同参画懇話会

<http://www.city.toyokawa.lg.jp/town/200810060003.html>
議事録・資料を読むことができます。

- ・8/26 第1回 男女共同参画を推進するための条例について懇話会用素案 制定までのスケジュール
- ・9/22 第2回 名称・基本理念・語句の定義・責務『である調』か『ですます調』か・・・について
- ・10/14 第3回 国・県に対する市の位置・少子化と結婚・ジェンダー・メディアリテラシー・・・について
- ・12/19 第4回 みらい案 懇談会 パブリックコメントについて

11/5

豊川男女共同参画推進条例制定に関する懇談会

参加 関係7団体（雀部の会 東三にじの会 Right&Eye（旧豊川女性クラブEye）
どんぐりの会 豊川商工会議所女性会 プラクトピア・カフェ 豊川共生ネットみらい）

【豊川共生ネットみらい案を提出】

11/1～11/30

パブリックコメント 豊川共生ネットみらい案をさらに検討し、パブリックコメントとして提出 11/30】

<http://www.city.toyokawa.lg.jp/munic/200812150006.html>
パブリックコメントへの市の考え方を読むことができます。

2009/1/27

山本和子懇話会会長が山脇市長に

『豊川市の男女共同参画に関する条例についての報告書』を提出

2/22 2009年度 豊川市市議会第 回定例会 (3月定例会)

本会議初日 2/22

本会議 3/3

委員会審査 3/6

本会議最終日 3/17

第41号議案
豊川市男女共同参画推進条例制定について説明

生活文教委員
会に付託

生活文教委員
会で審査

全委員賛成
可決

詳細、次ページ

全委員会報告
質疑・討論
表決

全議員賛成
制定可決

豊川市男女共同参画推進条例について審査

豊川市議会2009年度第1回定例会

3月6日

生活文教委員会

委員長 牧田千枝子

副委員長 小林琢生

榊原洋二 井上和也 大嶽理恵 中村直巳

岩倉一夫 波多野文男 川上陽子

下記、質疑応答ののち、採決し全員一致で可決

豊川共生ネットみらい6名傍聴

なぜ、ですます調か？

(川上陽子市議)

豊川市の条例はすべて『である調』。この条例は理念条例で都市宣言的なもの。多くの市民に親しまれるために『ですます調』にした。
(近藤生活活性課課長)

この条例の特徴は？

(川上陽子市議)

ですます調 第2条“定義”で男女共同参画に係る重要な言葉を示した 市民・市民活動団体・行政と協働で推進することを念頭に置き“責務”でなく日常語である“役割”と明記 第16条“国際協調”で、多文化共生を明記 (同上)

条例の市民への浸透方法は？

(川上陽子市議)

記念講演会・サテライトセミナー・おいでん祭・出前講座・意識調査(市民市職員事業所)・ホームページ・広報誌『ゆい』(同上)

基本計画策定の予定は？

(川上陽子市議)

豊川男女共同参画プランは平成22年まで有効だが、条例施行によって消滅。H21年度に意識調査をし、分析。H22年度全庁組織の策定委員会を設置実働。教育分野の取組も考える。(同上)

前文『・・・わたしたちは・・・この条例を制定します』下線部に豊川市民を入れた方がいいのでは？

(中村直巳市議)

“この条例を制定します”の主語は、“豊川市民”。“わたしたち”としてすっきりさせた。条例は公が制定するものという意識を改めてもらいたい。市民から成る懇話会4回・市民向けの懇談会1回・パブリックコメント・市民活動団体からの提言というように、策定にあたり市民の力が大きかった。(同上)

国では『男女共同参画社会基本法』とある。パブリックコメントにも『豊川市男女共同参画社会推進条例』とする案が出されていたが？

(中村直巳市議)

男女共同参画社会の実現のためには、豊川市のすべての人の一層の理解・参加・協力が必要であり、各人の意識改革によって目指すべき社会形成がされると考える。“社会”を加えると“個々”が希薄になると考え、社会を形成する“個々”を重要視するために「社会」はつけない方がいいと判断。(同上)

パブリックコメントの方法と応募件数は？もっと多くの市民の意見を入れるために条例策定にもう少し時間をかけてほしかった。

(大嶽理恵市議)

パブリックコメント提出は1市民活動団体3件。ホームページ・市広報で公募、資料『豊川市男女共同参画推進条例制定に向けた考え方』の閲覧・配布はホームページ・生活活性課・各施設で行った。結果内容はホームページで見ることができる。策定期間は市長のマニフェストに沿った (同上)

パブリックコメントで、なぜ、条例素案そのものを開示しなかったのか？

(大嶽理恵市議)

資料(上記)によって条例趣旨が理解されると考えた。条例制定後の理念浸透が大切。意識調査で広く市民の意見聴取や、基本計画策定に幅広い層の市民に関わっていただく。(同上)

事業所に意識改革を促す方法は？

(大嶽理恵市議)

第8条で『ワークライフバランス』を謳い、具体的取組を事業所に求めている。そのために事業所に対してアンケート・講座・助言・広報などを行う。(同上)